

第35回入善町農業委員会議事録

平成29年6月5日午後1時30分から第35回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 15名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 紺田與規一
10番 愛場正利	11番 窪野俊和	13番 松原二美榮	14番 上島幸夫
15番 松澤孝浩	17番 中島由起子	18番 手塚喜志子	

欠席委員 2名

12番 酒井良博 16番 市森孝義

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	係長	島尻淳子
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事	浦田佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第132号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第133号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第134号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第135号 入善町農業委員会の平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。田植えも終わり、大豆、チューリップが忙しい時期となりました。

さて、先月29、30日に都内で行われた全国農業委員会会長大会に参加して来ました。その29日の午前、事前に県内の国会議員の方に説明に行った時のことですが、農業を守ることは大切というのはわかるが、農業政策は難しい部分が多く、一般の国民でも理解が得られるものをしないとイケないという言葉がありました。大変深い意味があるなと受け止めてきました。

それでは、本日もよろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第35回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。6番柳澤委員と7番寺崎委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第132号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第132号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、福島〇〇番、福島〇〇番の2筆で、台帳地目、現況地目は、ともに畑、面積は合計245㎡です。

譲渡人は、入善町福島〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町福島〇〇番地の〇〇さんです。

当該申請農地は、譲受人の〇〇さんの住宅付近にあり、〇〇さんが利用しており、権利の整理のため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から1分の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、農作業が必要となる6カ月にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、9,052㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積団滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると

考えます。

農業委員による意見書の確認印は、柳澤委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、新屋〇〇番1、新屋〇〇番1の2筆で、台帳地目、現況地目は、ともに田、面積は合計5,417㎡です。

譲渡人は、入善町入膳〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は、入善町新屋〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人の〇〇さんは相続により当該農地を取得しましたが、農業をしておらず、管理が難しいため、被相続人の兄妹である〇〇さんに譲るため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から10分の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、農作業が必要となる年間120日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、8,580㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、寺崎委員にいただいております。

以上、2件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

柳澤委員

申請番号1番は、事務局の説明の通りで、申請地は従来から譲受人が利用しており、年貢を支払っていたようで、今回権利を整理することとなったことから、問題ないと思います。

寺崎委員

申請番号2番についても、事務局の説明のとおりで、農家でない譲渡人が相続により農地を取得しましたが、親族へ譲渡ですので、確認印を押ししました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第132号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第133号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第133号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、5件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町入膳字高登〇〇-62の計1筆、台帳地目は田、現況地目は雑種地で、面積は62㎡です。譲渡人は入善町入膳〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町上野〇〇番地の〇〇の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人は、現在、町内にあるアパートで本人、妻、子ども2人の4人で生活していますが、子どもの成長に伴い住居が手狭になってきました。また、夫婦共働きであるため、実家の両親に子供の面倒をみてもらいたいこと、また両親の老後の世話をしたいことから、今回、実家の近接地を譲り受けての転用申請となりました。今回の申請地と隣接地（台帳、現況地目ともに宅地）を一体的に利用して一般住宅を建設する計画です。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的については問題がないと認められます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったことから、農地転用の許可を得ないまま、平成28年に隣接地の建物を取り壊す際、誤って造成してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

申請番号2番、申請地は入善町東狐〇〇番の計1筆、台帳地目、現況地目ともに畑で、面積は94㎡です。譲渡人は、入善町芦崎〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「農業用倉庫敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人は、町道東狐五郎八線の沿線に農業用倉庫を所有していますが、この度道路拡幅工事及び再生広場整備事業により、既存の農業用倉庫を移設しなければならなくなり、今回、自宅の隣接地である申請地を譲り受けて、転用申請となりました。申請地の隣接地（台帳・現況ともに宅地）とあわせて農業用倉庫敷地として利用する計画です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農業用倉庫敷地」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は、昭和 47 年 2 月 25 日に農振農用地から除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号 3 番、申請地は入善町若栗新〇〇番の計 1 筆、台帳地目は畑、現況地目は宅地で、面積は 173 m²です。譲渡人は、入善町若栗新〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は黒部市飯沢〇〇番地〇〇号の〇〇さんです。転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

譲受人は、現在、黒部市のアパートで生活していますが、子どもが誕生することで住居が手狭になること、夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒をみてもらいたいこと、また両親の老後の支援をしたいことから、今回、実家の隣接地を借受けての申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は、昭和 47 年 2 月 25 日に農振農用地から除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったことから、農地転用の許可を得ないまま、平成 27 年に誤って造成してしまったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

申請番号 4 番、申請地は入善町新屋〇〇番 4 の計 1 筆、台帳、現況地目ともに田で、面積は 500 m²です。譲渡人は、入善町新屋〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町上野〇〇番地〇〇の〇〇さんです。転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は「所有権の移転」です。

譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は、現在、町内の町営住宅で妻と子どもの 3 人で生活していますが、子どもの成長に伴い住居が手狭になってきたことから、また夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒をみてもらいたいこと、加えて農地の管理も手伝いたいことから、今回、申請地を借受けての申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は、平成 29 年 5 月 2 日に農振農用地から除外済であり、隣接耕作者は申請者本人であり、入善

土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号5番、申請地は入善町柵山〇〇-1の内、外1筆の計2筆、台帳地目、現況地目ともに田、面積は合計279㎡です。譲渡人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、同じく〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町柵山〇〇番地の〇〇です。転用目的は「穀物置場敷地」で、契約内容は「賃貸借権の設定」です。

譲受人の〇〇は、水稻、大豆、チューリップ切花等を中心に、現在約95haを経営する農地所有適格法人です。申請地の隣接地にある、乾燥調整施設敷地は、昨年転用しましたが、予想以上に穀物置場が不足するため、今回の申請となりました。

申請地は、穀物置場として利用する計画であり、必要最小限な面積と認められます

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「穀物置場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のbによる、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

この申請地は、平成29年5月8日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、5件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

申請番号1番は、私です。昨年申請があった土地ですが、取り下げとなり、今回譲受人が変更となつての申請です。目的内容としては、大きな変更はなく、問題ありません。

塚田委員

申請番号2番ですが、町の事業により、再生広場整備のため、農業倉庫の移設が必要となったための申請であります。事務局の説明のとおりであり、周囲の影響もないことから問題ないと考えます。

松原委員

申請番号3番を確認しました。分家建設のためということで、若い人が戻ってくることから大変良いことだと思い、確認印を押しました。

寺崎委員

4番は私ですが、申請人は親子で、譲受人は、実家の農業を手伝いたいとのことから、必要な申請であると思います。

上島委員

申請番号5番は私が確認しました。現地を確認したところ、穀物置場が不足しているのは明らかで、問題ないと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

松原委員

違反転用をしていた場合、始末書の添付は、必須なのですか。

町所有地においても、現況と台帳地目が異なる土地が多くあると思いますが、例えば、公園敷地において、台帳が農地で現況が宅地の場合は違反転用として扱われるのですか。

事務局

違反転用地での転用申請の場合は、始末書は必須です。

公園敷地のように、土地収用法の対象事業に供するための転用の場合、農地法の許可が不要となっており、問題はありません。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第133号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第134号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第134号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成29年6月5日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規1件の申請です。

申請番号1番。古黒部〇〇、古黒部〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積は4,436㎡、貸付人は、入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地2の〇〇、賃借料は借受人の定めるとおりで、期間は10年です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第134号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第6、議案第135号、入善町農業委員会の平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定に関する件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第135号、入善町農業委員会の平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定に関する件について、農林水産省経営局長通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日27経営第2933号)に基づき、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を、別紙のとおりとすることについて、当委員会の決定を求めます。平成29年6月5日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。

農業委員会活動の公平性や透明性が求められるようになったことから、毎年、前年度の農業委員会活動の点検・評価と、新年度の活動計画を作成し、これを毎年度6月30日までに公表することになっていきます。

まずは、点検・評価について、説明させていただきます。

「Ⅰ農業委員会の状況」についてです。農家・農地の概要ですが、主に農林業センサス等に基づいて記載しております。農業委員会の現在の体制ですが、旧制度に基づく委員会として、任期満了の平成29年7月19日までの委員数を記載しております。

次に、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。集積実績は2,144.9haで、目標に対する達成状況は、99.4%でした。活動の実績としては、概ね計画通りに実施することができました。その評価として、目標に対しては、概ね達成しているため、今後とも高いレベルでの目標設定を継続すべきとしました。活動に対しての評価としては、関係機関と連携して、更なる利用集積を図るとしました。

「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。平成28年度には、新規参入者はなく、その実績及び評価としては、就農意欲ある者に対して、研修への参加を促すことができ、今後とも支援活動を進めていくことが必要としております。

「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」についてです。実績については、計画時と変わらず0.4haで、達成状況は0haです。活動の実績については、概ね計画どおりでした。その評価としては、目標を達成できなかったが、今後も粘り強く監視・指導を継続するとともに、新たな遊休農地の発生を防止するとしました。

「Ⅴ違反転用への適正な対応」についてです。実績については、年度末時点の違反転用面積は0haで、

計画に対する実績としては、概ね計画通りに活動ができ、その評価としては、今後も違反転用発生予防の継続を図るとしました。

「Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてです。

農地法第3条に基づく許可事務については、3月までの数字で、1年間の処理件数は30件で、全て許可されています。事実関係の確認に関する実施状況については、申請書類での確認及び担当農業委員と事務局職員が現地確認を行っています。総会等での審議の実施状況については、議案に沿って審議・決定しています。審議結果等の公表についての実施状況としては、議事録を作成し、事務局で縦覧及び町のホームページで公表しています。標準処理期間については、申請書受理から平均で20日間と定めています。

次に、農地転用に関する事務についてです。1年間の処理件数は、3月までの数字で37件です。事実関係の確認の実施状況としては、申請書類での確認及び担当農業委員と事務局員が現地確認を行っています。総会等での審議の実施状況は、議案に沿って審議・決定しています。審議結果等の公表の実施状況は、議事録を作成し、事務局で縦覧及び町のホームページで公表しています。標準処理期間は、申請書受理から平均で20日間と定めています。

農地所有適格法人からの報告への対応ですが、管内の農地所有適格法人数は49法人、うち報告書を提出した農地所有適格法人数は46法人、うち催促を行った農地所有適格法人数は14法人で、催促後に全ての農地所有適格法人が報告書を提出しました。3法人は平成28年度中に設立されたため、今回は報告不要でした。

次に、情報の提供等についてです。農業委員会では、賃借料の目安として農地標準賃借料を定めて公表しており、3年に一度改正を行っています。それとは別に、農地法の改正により、実際の賃借料の平均、最高・最低額などを公表することになっています。その賃借料情報の調査・提供の調査対象賃借件数は2,333件、公表時期は平成29年3月で、町のホームページで周知しています。農地の権利移動等の状況把握の調査対象権利移動等件数は2,003件、取りまとめ時期は平成28年12月です。農地基本台帳の整備については、整備対象面積は3,938haで、システムを利用して管理しており、議案等により随時データ更新を行っています。

「Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、特にありませんでした。

「Ⅷ事務の実施状況の公表等」については、総会等の議事録及び活動計画の点検・評価の公表は、HPに公表しています。農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、ありませんでした。

以上が、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）です。

次に、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてです。

まず、「Ⅰ農業委員会の状況」についてです。

農家・農地等の概要ですが、主に農林業センサス等に基づいて記載しております。

農業委員会の現在の体制ですが、旧制度に基づく委員会として、任期満了の平成29年7月19日までの委員数を記載しております。

次に、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。

まず、現状及び課題です。平成29年3月現在の現状としては、管内農地面積は3,703.6haで、集積面積は2,144.9ha、集積率は57.9%です。課題としては、今後、農業従事者の高齢化や後継者不足、米価下落による経営不振等で投資を継続する余力がないなどの理由により、引き続き離農が進むことが懸念されることから、農地の受入先となる担い手等の育成・確保、農地中間管理事業等の周知と相談体制の充実を図ることが必要です。

目標としては、集積面積が、昨年と同じで80haで、設定の考え方としては、近年の年間平均増加数から目標を設定しました。活動計画としては、引き続き入善町農業公社が、農地の貸し借りに関する総合的な窓口となって充実した相談体制を継続し、公共的媒体を活用した利用権設定の制度内容等の周知・啓発に努め、農地中間管理事業による機構集積協力金等の助成制度を有効に活用しながら、農地利用集積の積極的な推進を図ります。

具体的には、町のホームページやリーフレットなどを活用した啓発活動は随時行い、8月ごろの町広報誌を活用して啓発活動を行います。また、農業委員と担い手との懇談会において、農地の利用集積の働きかけを行います。

「Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。

現状及び課題としては、直近3ヶ年の新規参入状況として、26年度に1経営体で、取得した農地面積は15.8haとなっております。課題としては、新規就農の初期投資の負担が重く、資金及び農地の確保が難しいといったことから、様々な融資や補助制度の周知、研修会等への参加を促し、就農者対策の強化が必要です。

平成29年度の目標及び活動計画については、参入目標数として2経営体で、面積が6.0haとし、そのための活動計画として、県、公社及び農協との関係機関と連携を図り、就農希望者に制度周知及び普及を随時行います。

「Ⅳ遊休農地に関する措置」です。

現状及び課題については、平成29年3月現在の現状は、管内の農地面積が3,704haで、遊休農地面積は0.4ha、割合にして0.01%です。課題としては、入善町に1筆だけ残った遊休農地は、これまでも地権者を指導してきましたが解消に至らない案件であり、実現可能な解消策の検討と、根気強い説得が必要です。

そこで、平成29年度の目標及び活動計画については、目標案が、遊休農地の解消面積0.4haで、目標設定の考え方は、耕作放棄地0haの町の実現を目指して目標を設定しました。

活動計画としては、農地の利用状況調査について、調査実施時期は6月から10月で、調査員数は23人、調査結果の取りまとめ時期は10月から11月で、調査方法としては、農業委員と事務局職員が協力して農地を巡回し、農地の全筆について利用状況調査を行うとしました。それを基に、12月に所有者への利用意向調査を行います。

最後に「Ⅴ違反転用への適正な対応」です。

現状及び課題としては、管内の農地面積は3,703.6ha、違反転用面積は0haです。

課題としては、農地パトロールや住民からの情報提供で違反転用を把握することはかなり困難であり、転用申請で初めて違反転用を発見するケースが大多数となっています。違反転用を防止するには、違反を発見して是正指導を行うよりも、住民意識を高めることが効果的であることから、啓発活動の更なる強化が必要と考えます。

そこで、平成29年度の活動計画については、違反転用の是正指導として、違反転用があった場合には早期解決に向けた指導・監視を行います。

違反転用の発生防止に向けた取組としては、9月ごろに農業委員会の一斉パトロールを実施したり、農業委員、事務局職員による個別パトロールを随時実施したりします。また、町のホームページ、リーフレット、のぼり旗を活用した啓発活動を通年でを行い、8月ごろの町広報誌を活用して啓発活動を行いたいと思います。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、以上です。

よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。特に意見がないようなので、この件について採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第135号、入善町農業委員会の平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について、本案を原案どおり決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。それでは、事務局から外にありますか。

事務局

まず、農林関係税制改正要望の取りまとめについてです。毎年おこなっておりますが、適用期限の切れる特例措置について、存続の要望を行うものです。具体的な適用実績件数や金額を示して要望することとなっておりますので、実績等情報がありましたらご報告ください。

次に、富山県農業施策に関する政策提案についてです。これは、毎年、富山県農業会議が、県内各市町村農業委員会からの農業に対する意見を取りまとめ、富山県知事に対して農業施策の提案をするものです。今年も昨年同様に、農業施策に関する幅広い意見を集約したいと思っておりますので、ご意見をよろしくお願ひします。

次に、退任される方の農業委員活動記録簿の提出についてのお願いです。退任されるまでの記録を事務局までご提出ください。

最後に今後の日程の確認です。7月の委員会は7月12日水曜、午後4時から役場全員委員会室で開催します。その後、最後の懇親会を行います。7月19日水曜、午前9時から役場第2会議室で感謝状贈呈式及び任命式を合同開催で行います。8月の委員会は8月4日金曜、午後3時から役場全員委員会室で開催します。その後、新任委員での懇親会を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

松澤委員

農林関係税制改正要望及び富山県農業施策に関する政策提案について、意見を述べようにも詳細内容がわからない。昨年提出したものの写し等内容がわかるものが欲しい。

事務局

後日、郵送します。

議長 (鍋嶋 太郎)

県農業会議からですが、全国農業新聞の購読の拡大のお願いがありました。退任される方も購読の継続をお願いいたします。その他、何かご意見等はございませんか。

(全員 意見なし)

議長 (鍋嶋 太郎)

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第35回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、7月12日 水曜日、午後4時00分から行います。

(閉会 午後2時58分)